

大分県産科医等確保支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、分娩を取り扱う産科・産婦人科医師及び助産師（以下「産科医等」という。）の確保を図るため、大分県産科医等確保支援事業実施要綱に基づき、分娩を取り扱う病院、診療所、助産所及び地方公営企業（以下「分娩施設」という。）が、産科医等に処遇改善を目的として分娩業務に従事した際の手当（以下「分娩手当等」という。）を支給するために要する経費に対し、予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助額の算定方法)

第2条 この補助金の額は、次により算定するものとする。

- (1) 次の表の第1欄に定める補助対象経費の実支出額と第2欄に定める基準額を比較して少ない方の額を選定する。
- (2) 前号により選定した額に第3欄に定める補助率を乗じて得た額（ただし、算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）を補助額とする。

補助対象経費	基準額	補助率
産科医等に対して支給する分娩手当等	1分娩当たり10,000円	1/3以内

(補助金の交付申請)

第3条 規則第3条第1項の規定による申請は、補助金交付申請書（第1号様式）によるものとし、次の掲げる書類を添付し、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書（別紙1）
- (2) 所要額明細書（別紙2）
- (3) 収支予算書（別紙3）
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 規則第3条第3項の規定により、申請書若しくは添付書類に記載すべき事項又は添付すべき書類のうち省略することのできるものは、同条第2項第1号、第2

号及び第6号に掲げる事項とする。

(補助条件)

第4条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容を変更する場合は、補助事業変更承認申請書（第2号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (5) 補助事業者等は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者であってはならない。
- (6) その他、規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(補助金の交付決定の通知)

第5条 規則第6条の規定による通知は、補助金交付決定通知書（第3号様式）により行うものとする。

(申請の取下げのできる期間)

第6条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、補助金交付決定通知書を受理した日から起算して15日を経過した日までとする。

(補助金の交付方法)

第7条 この補助金は、精算払の方法により交付する。ただし、知事が必要と認める場合は概算払の方法により交付することができる。

(補助金の交付請求)

第8条 補助金の交付決定通知を受けたものが、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書（第4号様式）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第12条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書(第5号様式)によるものとし、次に掲げる書類を添付し、事業完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い時期までに、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書(別紙4)
- (2) 実績額明細書(別紙5)
- (3) 収支精算書(別紙6)
- (4) 分娩手当実績内訳書(別紙7)
- (5) 分娩手当等の支給について明記している就業規則又はこれに類するもの(給与規程、雇用契約等)の写し
- (6) 分娩手当等を支給したことを証する賃金台帳又はこれに類するものの写し
- (7) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定通知)

第10条 規則第13条の規定による通知は、補助金の額の確定通知書(第6号様式)により行うものとする。

(書類の提出部数)

第11条 規則及びこの要綱により知事に提出する書類の部数は1部とする。

附 則

この要綱は、平成21年度の予算に係る大分県産科医等確保支援事業補助金から適用する。

附 則

改正後の要綱は、平成26年度の予算に係る大分県産科医等確保支援事業補助金から適用する。

附 則

改正後の要綱は、平成29年度の予算に係る大分県産科医等確保支援事業補助金から適用する。

附 則

改正後の要綱は、令和3年度の予算に係る大分県産科医等確保支援事業補助金から適用する。

第1号様式（第3条関係）

年度大分県産科医等確保支援事業補助金交付申請書

年 月 日

大分県知事

殿

住所

申請者 氏名

年度において、下記のとおり大分県産科医等確保支援事業を実施したいので、補助金 円を交付されるよう、大分県産科医等確保支援事業補助金交付要綱第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業完了予定年月日

年 月 日

3 添付書類

- (1) 事業実施計画書（別紙1）
- (2) 所要額明細書（別紙2）
- (3) 収支予算書（別紙3）
- (4) 誓約書
- (5) その他知事が必要と認める書類

別紙 1

事業実施計画書

分娩施設の名称	
一般的な分娩費用	円
分娩取扱見込件数	件
分娩手当等の支給対象者 及び1分娩当たり単価	
分娩手当等支給見込額	円

注1) 一般的な分娩費用について

- ・正常分娩1分娩あたりの入院から退院までに一般的に分娩費用として徴収する額を記載する。
※妊産婦が任意に選択できる記念品、特別料理等については、これに含めない。

注2) 分娩取扱見込件数について

- ・4月1日～翌年3月31日までの間で分娩手当の支給対象となる分娩件数の見込みを記載すること。
※例えば、異常分娩しか手当の支給対象としていない場合などは、正常分娩の件数は含めないこと。
- ・双子の場合は2件で計上して差し支えない。
- ・1回の分娩を複数の医療従事者で取り扱った場合でも1件として計上する。

注3) 分娩手当等の支給対象者及び1分娩当たり単価について

- ・分娩手当等の支給対象とする者と、その支給単価について記載すること。
- ・正常分娩と異常分娩で単価が変わる場合などは全て記載すること。枠内に入らない場合は給与規程等の添付でも可。

(記入例1) 産科医：10,000円

(記入例2) 産科医：正常分娩10,000円、帝王切開15,000円

(記入例3) 助産師：5,000円

注4) 分娩手当等支給予定額について

- ・産科医等に支給される分娩手当等の年間見込額を記載する。
※産科医・産婦人科医及び助産師以外に支給される手当は含めないこと。

別紙 2

所要額明細書

(単位：円)

区 分	対象経費の 支出予定額	基準額	選定額	補助金所要額
分娩手当等				

注 1) 対象経費の支出予定額について

- ・産科医等に支給される分娩手当等の年間見込額を記載する。

注 2) 基準額について

- ・10,000円×分娩取扱見込件数で算出する。

注 3) 選定額について

- ・対象経費の支出予定額と基準額を比較して少ない方の額を記入する。

注 4) 補助金所要額について

- ・選定額×補助率 $1/3$ で算出する。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨て。

例) 選定額 100,000円× $1/3$ = 33,333円 → 33,000円

別紙3

収支予算書

1 収入

(単位：円)

項目	予算額	備考
県補助金		
自己資金		
計		

2 支出

(単位：円)

項目	予算額	備考
分娩手当等		
計		

第2号様式（第4条関係）

年度大分県産科医等確保支援事業変更承認申請書

年 月 日

大分県知事

殿

住所

申請者 氏名

年 月 日付け 第 号により交付決定の通知があった 年
度大分県産科医等確保支援事業について、下記のとおり変更したいので、承認され
るよう、大分県産科医等確保支援事業補助金交付要綱第4条の規定により関係書類
を添えて申請します。

記

1 変更の理由

(注)

以下、第1号様式の記以下に準じて作成するものとし、「事業の目的」を「変更の理由」と読み替え、変更前と変更後が容易に比較対照できるように、変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

なお、添付書類についても上記と同様とする。

第3号様式（第5条関係）

年度大分県産科医等確保支援事業補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

殿

大分県知事 印

年 月 日付けで交付申請のあった 年度大分県産科医等確保支援事業補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、大分県産科医等確保支援事業補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

記

- | | | |
|-------------|---|---|
| 1 補助対象経費 | 金 | 円 |
| 2 補助金の交付決定額 | 金 | 円 |
- 3 補助条件
- (1) 補助事業の内容を変更する場合は、補助事業変更承認申請書（第2号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けること。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
 - (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
 - (5) 補助事業者等は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同

じ。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者であってはならない。

- (6) その他、大分県補助金等交付規則及び大分県産科医等確保支援事業補助金交付要綱の定めに従うこと。

第4号様式（第8条関係）

年度大分県産科医等確保支援事業補助金交付請求書

年 月 日

大分県知事

殿

住所

申請者 氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度
大分県産科医等確保支援事業補助金について、精算払（概算払）の方法により補助
金 円を交付されるよう大分県産科医等確保支援事業補助金交付要綱
第8条の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 交付決定額
- 2 概算払受領済額
- 3 今回請求額
- 4 残 額

(注) 精算払請求の場合は、「1 交付決定額」の次に「2 額の確定額」を追加し、
2、3を3、4とし「4 残額」は削る。

第5号様式（第9条関係）

年度大分県産科医等確保支援事業実績報告書

年 月 日

大分県知事

殿

住所

申請者 氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度大分県産科医等確保支援事業について、下記のとおり事業を実施したので、大分県産科医等確保支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

記

1 事業の成果等

2 事業完了年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 事業実績報告書（別紙4）
- (2) 実績額明細書（別紙5）
- (3) 収支精算書（別紙6）
- (4) 分娩手当実績内訳書（別紙7）
- (5) 分娩手当等の支給について明記している就業規則又はこれに類するもの（給与規程、雇用契約等）の写し
- (6) 分娩手当等を支給したことを証する賃金台帳又はこれに類するものの写し
- (7) その他知事が必要と認める書類

別紙4

事業実績報告書

分娩施設の名称			
一般的な分娩費用	円		
分娩取扱件数	件		
分娩手当等の支給対象者 及び1分娩当たり単価			
分娩手当等の支給対象者 及び支給額	職 種	氏 名	支給額 (円)
	分娩手当等支給額 計		

注1) 一般的な分娩費用について

- ・正常分娩1分娩あたりの入院から退院までに一般的に分娩費用として徴収する額を記載する。
※妊産婦が任意に選択できる記念品、特別料理等については、これに含めない。

注2) 分娩取扱件数について

- ・4月1日～翌年3月31日までの間で分娩手当を支給した分娩件数を記載すること。
※例えば、異常分娩しか手当の支給対象としていない場合などは、正常分娩の件数は含めないこと。
- ・双子の場合は2件で計上して差し支えない。
- ・1回の分娩を複数の医療従事者で取り扱った場合でも1件として計上する。

注3) 分娩手当等の支給対象者及び1分娩当たり単価について

- ・分娩手当等の支給対象とした者と、その支給単価について記載すること。
- ・正常分娩と異常分娩で単価が変わる場合などは全て記載すること。枠内に入らない場合は給与規程等の添付でも可。

注4) 分娩手当等の支給対象者及び支給額について

- ・分娩手当等を支給した者毎に、年度間の支給総額を記載する。記入欄が足りない場合は、別紙でも可。
※産科医・産婦人科医及び助産師以外に支給した手当は含めないこと。

実績額明細書

(単位：円)

区 分	対象経費の 実支出額	基準額	選定額	補助金所要額
分娩手当等				

注 1) 対象経費の実支出額について

- ・産科医等に支給した分娩手当等の総額を記載する。

注 2) 基準額について

- ・10,000 円×分娩取扱件数で算出する。

注 3) 選定額について

- ・対象経費の実支出額と基準額を比較して少ない方の額を記入する。

注 4) 補助金所要額について

- ・選定額×補助率 $1/3$ で算出する。ただし、1,000 円未満の端数が生じた場合は切り捨て。

例) 選定額 100,000 円× $1/3$ = 33,333 円 → 33,000 円

別紙6

収支精算書

1 収入

(単位：円)

項目	予算額	精算額	比較増減
県補助金			
自己資金			
計			

2 支出

(単位：円)

項目	予算額	精算額	比較増減
分娩手当等			
計			

分娩手当実績内訳書

分娩手当支給実績

職 種	氏 名	年						年						合 計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
支給合計														

注1. 医療従事者毎に支給した分娩手当を記載する。

分娩件数実績

	年						年						合 計	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
分娩件数合計														

注1. 1回の分娩を複数の医療従事者で取り扱った場合でも1件として計上する。

注2. 双子の場合は2件で計上する。

注3. 死産（妊娠22週以降）の場合も分娩件数に計上する。

上記のとおり相違ないことを証明します。

記載内容が事実と相違する、あるいは交付要件に該当しなくなり、交付を受けた補助金の返納が生じることとなった場合は、補助金を返納します。

第6号様式（第10条関係）

年度大分県産科医等確保支援事業補助金の額の確定通知書

第 号
年 月 日

殿

大分県知事

印

年 月 日付けで提出された 年度大分県産科医等確保支援事業実績
報告書に基づき、 年 月 日付け 第 号による交付決定通知に係
る補助金の額 円は金 円に確定したので、大分県産科医等確保
支援事業補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

口座振替申出書

年 月 日

〒
住所

氏名
電話

年度大分県産科医等確保支援事業費補助金については、下記の口座に振り込んでください。

記

銀行・支店名	
口座の種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 貯蓄
口座番号	
口座名義人	(ふりがな) -----

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が、大分県と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

記

- 自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。
 - 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - 暴力団員が役員となっている事業者
 - 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 1の（1）から（8）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

大分県知事 殿

[法人、団体にあつては事務所所在地]

住 所

(ふりがな)

氏 名

生年月日（明治・大正・昭和・平成） 年 月 日(男・女)

※ 県では、大分県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。